（通信庶務課）
第百七十二条　通信庶務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一　通信関係業務の企画及び調整に関すること。
二　通信用機材の整備計画の企画に関すること。
三　通信の統制に関すること。
四　予算、決算及び会計に関すること。
五　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。
六　行政財産及び物品の管理に関すること。
七　東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理に関すること。
八　庁舎の営繕に関すること。
九　前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。
（機動通信第一課）
第百七十三条　［略］
（機動通信第二課）
第百七十四条　［略］
（機動通信課）
第百七十五条　機動通信課においては、第百四十七条各号に掲げる事務をつかさどる。
（通信施設課）
第百七十六条　通信施設課においては、第百四十八条各号に掲げる事務をつかさどる。
（情報技術解析課）
第百七十七条　情報技術解析課においては、第百四十九条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。
（多摩通信支部）
第百七十八条　［略］
（方面情報通信部）
第百七十九条　［略］
第三章　地方警務官の階級別定員
第百八十条　［略］
別表第一（第百八十条関係）
［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（通信庶務課）
第百六十条　通信庶務課においては、第百四十二条各号に掲げる事務をつかさどる。［各号を加える。］
（機動通信第一課）
第百六十一条　［同上］
（機動通信第二課）
第百六十二条　［同上］
（機動通信課）
第百六十三条　機動通信課においては、第百四十三条各号に掲げる事務をつかさどる。
（通信施設課）
第百六十四条　通信施設課においては、第百四十四条各号に掲げる事務をつかさどる。
（情報技術解析課）
第百六十五条　情報技術解析課においては、第百四十五条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。
（多摩通信支部）
第百六十六条　［同上］
（方面情報通信部）
第百六十七条　［同上］
第三章　地方警務官の階級別定員
第百六十八条　［同上］
別表第一（第百六十五条関係）
［同上］

（警察庁旅費取扱規則の一部改正）
第二条　警察庁旅費取扱規則（昭和三十九年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の意義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　部局長　警察庁長官、警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、管区警察局長、警察支局長、管区警察学校長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、警視総監、道府県警察本部長及び北海道警察方面本部長をいう。 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（用語の意義） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　部局長　警察庁長官、警察大学校長、科学警察研究所長、皇宮警察本部長、管区警察局長、管区警察学校長、東京都警察情報通信部長、北海道警察情報通信部長、警視総監、道府県警察本部長及び北海道警察方面本部長をいう。 2　［同上］